

# 習志野市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

## 1. 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき作成するもので、習志野市（以下、「本市」という）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

## 2. 計画の目標年度・構成



## 3. ごみ処理基本計画

本市では持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指します。

持続可能な清掃行政をめざす10年計画

### 基本方針1:環境負荷の少ない循環型社会の構築

従来の3R (Reduce (ごみ減量)、Reuse (再使用)、Recycle (再資源化)) を推進しつつも、ごみそのものの排出を抑制する2R (Reduce (ごみ減量)、Reuse (再使用)) 施策を拡充し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

### 基本方針2:適正処理の推進

廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。特に、集積所におけるごみの収集方法は、排出する市民と収集業者が分かりやすいよう、市内全体で統一を図ります。

### 基本方針3:ごみ処理に対する受益者負担制度の導入

一般廃棄物処理に関して、排出量に応じた処理経費負担の公平化をあらゆる角度から検証し、適正負担を検討します。

## 4. 清掃工場の更新の基本的方向性

本市では、平成14(2002)年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及びリサイクルプラザ(前処理施設)から出た残渣と下水道の脱水汚泥の焼却(熔融)処理を行い、熔融飛灰は、他県の処分場に埋立しています。本施設も稼働後19年が経過し、今後、本市の安定的なごみ処理を継続していくためには、計画的にごみ処理施設の更新を検討する必要があります。

### 【ごみ処理施設の整備方針】

- ① 既存施設の老朽化に伴い、施設の建て替えを行う
- ② 災害時等の対応を考慮し、周辺自治体と広域化せず、本市単独で施設を所有する
- ③ 建て替えは、現在のクリーンセンターの敷地内で行う

### 【施設整備のスケジュール(案)】

| 年度         | 更新概要案            |              |
|------------|------------------|--------------|
| 令和4(2022)  | ・PFI導入検討(国・コンサル) |              |
| 令和5(2023)  | ・環境アセスメント(1年目)   | ・PFI導入検討     |
| 令和6(2024)  | ・環境アセスメント(2年目)   | ・PFI導入検討方針決定 |
| 令和7(2025)  | ・環境アセスメント(3年目)   | ・事業者選定(1年目)  |
| 令和8(2026)  | ・事業者選定(2年目)      | ・SPC(目的会社)決定 |
| 令和9(2027)  | ・実施設計(1年目)       | ・旧清掃工場解体     |
| 令和10(2028) | ・実施設計(2年目)       |              |
| 令和11(2029) | ・建設工事(1年目)       |              |
| 令和12(2030) | ・建設工事(2年目)       |              |
| 令和13(2031) | ・建設工事(3年目)       | ・新清掃工場試運転    |
| 令和14(2032) | ・新清掃工場運転開始       | ・現清掃工場解体     |

## 5. 生活排水処理基本計画

### 基本方針1:公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面整備の推進と未接続住宅に対する指導をより一層促進し、公共下水道への接続率の向上を図ります。

### 基本方針2:将来の処理量を見据えたし尿処理

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、年々、減少してきたため、処理施設を廃止し、現在、処理を外部委託しています。今後も、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理できるよう努めていきます。